

令和6年（2024年）4月1日から新しく

精神保健福祉法 が かわりました！

開始

医療保護入院の入院期間の法定化

- 医療保護入院の入院期間が、最長6か月となりました。
- ただし、精神保健指定医による診察の結果、医療保護入院の継続が必要と判断された場合、医療保護入院者退院支援委員会を開催し、家族等の同意（市町村長同意も含む）を得た場合に、入院期間が更新されることになりました。

開始

精神科病院での虐待の通報制度の新設

- 精神科病院で働く人からの患者さんに対する虐待について、都道府県等への届出や通報の制度ができました。

開始

入院者訪問支援事業の新設

- 所定の研修を修了した入院者訪問支援員が、患者さんの希望に応じて病院を訪問し、丁寧にお話を聞き、必要な情報を提供する制度ができました。
 - ※ 患者さんとは、市町村長同意で医療保護入院をしている方等を指します。
 - ※ 本事業の実施状況等は、都道府県等により異なります。

改正

地域生活への移行の促進

- 退院後生活環境相談員（退院支援の担当者）が、措置入院の場合でも必ず選任されることになりました。
- 措置入院・医療保護入院のどちらの場合でも、地域援助事業者の紹介を受けられるようになりました。



くわしくは、あなたの担当の
退院後生活環境相談員、または
病院の職員におたずねください！